

第 69 回原子力委員会定例会議議事録（案）

1. 日 時 1998 年 12 月 8 日（火）10:30～11:30

2. 場 所 委員会会議室

3. 出席者 藤家委員長代理、依田委員、遠藤委員、木元委員
（事務局等）科学技術庁
原子力局
今村審議官
原子力調査室 森本室長、板倉、村上、池亀、國嶋
資源エネルギー庁
木本統括安全審査官、伊藤統括安全審査官
原子力発電安全企画審査課
須之内、黒村、足立、黒田、久保田、小山、有村
吉鶴専門委員

4. 議 題

- （1）関西電力株式会社高浜発電所の原子炉の設置変更（1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更）について（答申）
- （2）中部電力株式会社浜岡原子力発電所の原子炉の設置変更（1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更）について（答申）
- （3）中国電力株式会社島根原子力発電所の原子炉の設置変更（1号及び2号原子炉施設の変更）について（諮問）
- （4）東北電力株式会社女川原子力発電所の原子炉の設置変更（1号、2号及び3号原子炉施設の変更）について（諮問）
- （5）スイスにおける原子力政策について
- （6）その他

5. 配布資料

- 資料 1-1 関西電力株式会社高浜発電所の原子炉の設置変更（1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更）について（答申）（案）
- 資料 1-2 関西電力株式会社高浜発電所原子炉設置変更許可申請（1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更）の概要について
- 資料 2-1 中部電力株式会社浜岡原子力発電所の原子炉の設置変更（1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更）について（答申）（案）
- 資料 2-2 中部電力株式会社浜岡原子力発電所原子炉設置変更許可申請（1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更）の概要について
- 資料 3-1 中国電力株式会社島根原子力発電所の原子炉の設置変更（1号及び2

4号原子炉施設の支更)について(諮問)

資料3-2 中国電力株式会社島根原子力発電所原子炉設置変更許可申請(1号及び2号原子炉施設の支更)の概要について

資料4-1 東北電力株式会社女川原子力発電所の原子炉の設置変更(1号、2号及び3号原子炉施設の支更)について(諮問)

資料4-2 東北電力株式会社女川原子力発電所原子炉設置変更許可申請(1号、2号及び3号原子炉施設の支更)の概要

資料5 スイスにおける原子力政策について

資料6 第68回原子力委員会臨時会議議事録(案)

6. 審議事項

(1) 関西電力株式会社高浜発電所の原子炉の設置変更(1号、2号、3号及び4号原子炉施設の支更)について(答申)

平成10年8月26日付け平成10-05-11資第8号(平成10年11月25日付け平成10-05-11資第8号をもって一部補正)をもって通商産業大臣より諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する基準の適用については妥当なものと認め、通商産業大臣あて答申することとした。

また、答申に際し、審議委員長代理より、

・ 軽水炉でのMOX燃料利用(ブルサーマル)については、昨年1月の委員会決定「当面の核燃料サイクルの具体的な施策について」において、現時点で最も確実なプルトニウム利用方法であり、早急に所要の準備等を促進することが必要である旨示したところである。

また、使用済燃料の管理については、原子力開発利用長期計画等において、再処理されるまでの間、エネルギー資源として適切に貯蔵するとの方針を示してきた。今回の支更後においても、使用済燃料を再処理するという基本方針は何ら変更しておらず、また、「使用済燃料の貯蔵・管理及び再処理委託先について、それぞれ燃料装荷前及び搬出前までに政府の確認が行われること」から、原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないと考えられる。

従って、今回の支更は、委員会が従来示してきた方針に沿ったものであり、妥当なものと認められる。

当委員会としては、従来より、折に触れ指摘してきたように、原子力発電を長期に安定的に進めていく上での核燃料サイクルの重要性に鑑み、その円滑な展開のための一層の取組が行われることが不可欠であると考え、との発言があった。

注) 本件申請に係る支更は以下のとおり。

① 3号炉及び4号炉において、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料集合体を装荷する。これに伴い、燃料取替用水タンクのほう素濃度を支更す

る。

②3号炉の核燃料物質取扱設備の一部及び使用済燃料貯蔵設備並びに4号炉の核燃料物質取扱設備の一部及び使用済燃料貯蔵設備を1号炉及び2号炉と共用化する。

③1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の使用済燃料の再処理委託先確認方法を一部変更する。

(2) 中部電力株式会社浜岡原子力発電所の原子炉の設置変更(1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更)について(答申)

平成10年7月24日付け平成10-02-19資第8号をもって通商産業大臣より諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する基準の適用については妥当なものと認め、通商産業大臣あて答申することとした。

注) 本件申請に係る変更は、4号炉の使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力の変更を行うとともに、4号炉の核燃料物質取扱設備の一部及び使用済燃料貯蔵設備を1号、2号、3号と共用化するものである。

(3) 中国電力株式会社島根原子力発電所の原子炉の設置変更(1号及び2号原子炉施設の変更)について(諮問)

平成10年11月30日付け平成09-11-25資第6号をもって通商産業大臣より諮問のあった標記の件について、通商産業省より資料3-1及び資料3-2に基づき説明があった。これに対し、

・今回の変更は、他のサイトにおける先例のない変更は含まれるか。

(通産省) 今回新規の変更は、特になし。

等の委員の意見及び質疑応答があり、本件については引き続き審議を続けることとなった。

注) 本件申請に係る変更は以下のとおり。

①1号及び2号炉に9×9燃料を取替燃料として採用する。

②2号炉燃料プールの貯蔵能力の増強を行うとともに、2号炉の核燃料物質取扱設備の一部及び燃料プールを1号及び2号炉共用とする。

③1号炉の機器ドレン系及び床ドレン・再生廃液系並びに2号炉の機器ドレン系及び床ドレン・化学廃液系を1号及び2号炉共用とする。

④1号及び2号炉共用の難燃固体廃棄物処理設備を設置する。

(4) 東北電力株式会社女川原子力発電所の原子炉の設置変更(1号、2号及び3号原子炉施設の変更)について(諮問)

平成10年12月3日付け平成10-05-29資第8号をもって通商産業大臣より諮問のあった標記の件について、通商産業省より資料4-1及び資料4-2に基づき説明があった。これに対し、

・建設中の女川3号は、最初から9×9燃料を使用するのか。

(通産省) 初核種燃料は高燃焼度8×8燃料を使用し、第2サイクル以降9×9燃料と混在となる。

・今回の変更について、地方紙はどの程度取り上げているのか。

(通産省)地域によって異なるが、小さく載ることもある。

・この様な情報を、地元住民に知ってもらうことは重要。

(通産省)事業者は、協定に基づき自治体に報告し、同時にプレスへ説明している。

等の委員の意見及び質疑応答があり、本件については引き続き審議を続けることとなった。

注) 本件申請に係る変更は、1号、2号及び3号炉に9×9燃料を取替燃料として採用するものである。

(5) スイスにおける原子力政策について

標記の件について、事務局より資料5に基づき説明があった。これに対し、

・スイスにおいて、これ以上水力発電を増やせるとは思えない。また、2000年に期限を迎える原子力モラトリウムについて、何か動きがあるか。

(事務局)一部にモラトリウム延長を求める動きがあると聞いている。

・原子力発電を廃止するとなると、訴訟が起きるのではないか。

(事務局)今後、具体的な廃炉までの期間が検討される段階で、その期間が本当に短いと電力業界が異議を唱える可能性がある。

・スイス政府の発表したプレスリリースの内容は中立的であるが、なぜセンセーショナルにマスコミが取り扱ったのか。

(事務局)プレスリリースの内容は先の説明通りだが、その見出しの一部に“原子力からの撤退”と書かれていたためと考えられる。

等の質疑応答及び委員の意見があった。

(6) 議事録の確認

事務局作成の資料6第68回原子力委員会臨時会議議事録(案)については、一部修正の上、了承された。

なお、事務局より、次回は12月11日(金)に臨時会議を10:30から開催する方向で調整したい旨発言があった。